

固定資産台帳項目の補足説明

岐阜県においては、総務省が配布した地方公会計標準ソフトウェアを使用して財務書類や固定資産台帳を整備していますが、固定資産台帳の項目によっては、記載内容が各自治体の裁量に任されているため、台帳の項目のうち名称で記載内容が判別できない項目などについて、以下のとおり説明するものです。

所有関係区分名称	<p>資産の所有関係を記載しています。</p> <p>自己資産・・・県が単独で所有権を有しているもの（区分所有を含む。）</p> <p>リース資産（所有権移転）・・・ファイナンス・リース取引に該当するもので、リース契約上の諸条件に照らして所有権が県に移転すると認められるもの</p> <p>P F I・・・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業手法により整備された県に所有権のないもの</p> <p>共有・・・県が他者と所有権を共有しているもの（区分所有は含まない。）</p> <p>所有外資産（BS 計上なし）・・・県に所有権はないが、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があるもの</p>
団体名称	県の一般会計等や、公営企業会計等の別を記載しています。
予算執行科目	<p>資産を取得した際の歳出予算科目（款）を記載しています。</p> <p>寄付や交換等により取得し執行科目がない場合は、購入や維持管理を行うとした場合の科目を記載しています。</p>
売却可能区分	<p>岐阜県においては『N+1 年度に財産収入として措置されているもの』を「売却可能資産」としています。</p> <p>売却が可能な資産については、「売却可能区分」に「1」と、「売却可能区分名称」に「売却可能資産」と記載しています。</p>
時価等	基準日時点において売却が可能な資産の時価等を記載しています。

目的別資産区分	調査基準日時点の固定資産の行政目的を記載する項目で、具体的には、「1:生活インフラ・国土保全」「2:教育」「3:福祉」「4:環境衛生」「5:産業振興」「7:総務」「8:警察」の7つの行政目的に区分しています。
資産負債属性情報	「資産負債区分：事業用資産/土地」のうち、実測を行っている場合に「実測面積」を記載しています。
	「物品」においては、物品の種別を記載しています。
	「資産負債区分名称：インフラ資産」については、資産取得時の「異動事由コードと異動名称」を記載しています。 (ただし、メモリアルセンターと廃川廃道敷地は除く。)
	「資産負債区分名称：インフラ資産/工作物」のうち、「治山施設」においては「治山台帳の治山施設管理番号」を記載しています。
一部使用情報	「資産負債区分：事業用資産/土地・建物」のうち、建物一棟の一部、一筆の一部など資産の一部を使用している場合は”一部使用”と記載しています。
持分割合詳細	「資産負債区分：事業用資産/土地・建物」について、「所有割合」の項目で記載しきれない持分割合（小数点以下）がある場合、当該持分割合を記載しています。
複合化状況	「資産負債区分：事業用資産/建物」のうち建物本体について、複合化状況を記載しています。 複数の公共施設（民間の設置したものを除く。）の機能を一つの建物に統合集約している場合は「複合化あり」を、それ以外の場合は「複合化なし」を記載しています。
「利用者数（件数）」、「稼働率」、「運営方式」、「運営時間」	公の施設（学校を除く）について、各項目を記載しています。 なお、「稼働率」については、稼働率を算出している場合のみ記載することとし、算出していない場合は「運営時間」を記載しています。
所属（部局等）2	「資産負債区分：事業用資産」については、現地機関で管理を行っている資産については、管理を行っている現地機関名を記載しています。
	「資産負債区分：インフラ資産」については、資産所在地を管轄している事務所名を記載しています。 (ただし、メモリアルセンターと農道離着陸場は除く。)

勘定科目 2	「資産負債区分名称：インフラ資産」については、資産分類を記載しています。具体的には、「道路－国道」「道路－県道」「道路－林道」「河川」「砂防」「砂防－農政部」「公園」「治山」「情報スーパーハイウェイ」「農道離着陸場」に分類しています。 (ただし、メモリアルセンターは除く。)
用途 2	「用途」欄に記載の事項をさらに正確、端的に表示する場合に記載しています。
中古資産フラグ	取得した資産が中古である場合、フラグ「1」を記載しています。
中古資産経過年数	取得した資産が中古である場合、取得時における中古資産の経過年数（資産の使用が開始されてから何年経過したか）を記載しています。